2　競争参加資格

⑴　次に掲げる条件を満たしているものにより構成される特定建設工事共同企業体又は異工種建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成23年８月25日付け関東地方整備局長）に示すところにより関東地方整備局長（以下「局長」という。）から357号お台場中央連絡橋工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加の資格（以下「特定ＪＶとしての資格」という。）又は異工種建設工事共同企業体としての競争参加の資格（以下「異工種ＪＶとしての資格」という。）の認定を受けている者、又は下記の①から⑧までに掲げる条件を満たしている単体有資格業者であること。

①、⑥～⑧　第１号２⑴、⑻、⑼、⑾に同じ

②　次に掲げる一般競争参加資格の条件のうち該当する認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

㋐　一般土木工事の施工を担当する構成員は、関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。

㋑　技術提案により鋼橋上部工事の施工を担当する構成員は、関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における鋼橋上部工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。

㋒　技術提案によりプレストレスト・コンクリート工事の施工を担当する構成員は、関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）におけるプレストレスト・コンクリート工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。

③　一般土木工事に係る一般競争参加資格により参加する特定ＪＶの構成員又は異工種ＪＶの構成員又は単体は、関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（②の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

④　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑤　平成８年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

㋐　最大支間長が45m以上の道路橋又は歩道橋の工事で上部工事であること。

㋑　橋台又は橋脚で、躯体高さ（フーチング下端から橋脚の天端（上端）までの高さ）10m以上の工事であること。

㋒　杭の施工実績を有すること。

㋓　供用中の道路（４車線以上）を規制（車線減少、切り回し、片側交互通行、路肩規制、通行止めのいずれかを指す。）して工事を行った実績を有すること。

上記㋐、㋑、㋒は別工事でも良い。ただし、上記㋓は㋐、㋑、㋒と同一工事とする。なお、上部工、下部工、杭の形式は問わない。

また、異工種建設工事共同企業体にあっては、協定書による分担工事のみ、同種工事の実績と認め、上部工事を担当する構成員は上記㋐、㋓の施工実績を有し、下部工事を担当する構成員は上記㋑、㋓の施工実績を有し、杭工事を担当する構成員は上記㋒、㋓の施工実績を有すること。ただし、上記㋓は㋐、㋑、㋒と同一工事であること。なお、上部工、下部工、杭の形式は問わない。

経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が上記の施工実績を有し、他の構成員は㋐、㋓又は㋑、㋓又は㋒、㋓の施工実績を有すること。上記㋐、㋑、㋒は別工事でもよい。ただし、上記㋓は㋐、㋑、㋒と同一工事とする。なお、上部工、下部工、杭の形式は問わない。

特定建設工事共同企業体にあっては、代表者が上記の施工実績を有し、他の構成員は㋐、㋓又は㋑、㋓又は㋒、㋓の施工実績を有すること。上記㋐、㋑、㋒は別工事でもよい。ただし、上記㋓は㋐、㋑、㋒と同一工事とする。なお、上部工、下部工、杭の形式は問わない。

⑵　本工事に係る橋梁の技術（設計・施工）提案が適正であること。なお、技術提案書の提出にあたっては、特記仕様書に掲げた基本性能を有する設計・施工提案の立案を行い技術（設計・施工）提案書を提出すること。

⑶　実施設計にあたって、次に掲げるいずれかの基準を満たす設計技術者を当該設計に配置できること。

①　技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

②　技術士（建設部門）で平成12年度以前に試験に合格し、技術士法による登録を行っている者。

③　技術士（建設部門）で平成13年度以降に試験に合格し、技術士法の登録を行っている場合には７年以上の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門（技術士制度における技術部門で建設部門）に４年以上従事している者。

④　ＲＣＣＭの資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

⑤　工学博士

⑷　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

なお、請負契約締結後、現地着手までの期間は専任を要しないものとする。

①、③　第１号２⑺①、③に同じ

②　１人の者が、平成８年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した上記⑴⑤に掲げる同種工事の工事経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

また、異工種建設工事共同企業体にあっては、協定書による分担工事のみ、同種工事の実績と認め、上部工事を担当する構成員は⑴⑤㋐、㋓の工事経験を有し、下部工事を担当する構成員は⑴⑤㋑、㋓の工事経験を有し、杭工事を担当する構成員は⑴⑤㋒、㋓の工事経験を有すること。上記㋐、㋑、㋒は別工事でも良い。ただし、上記㋓は㋐、㋑、㋒と同一工事とする。なお、上部工、下部工、杭の形式は問わない。複数の配置予定技術者を同時に申請する場合は、申請する全ての者が上記の工事経験を有すること。

経常建設共同企業体又は特定建設工事共同企業体にあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有すること。

複数の技術者を同時に申請する場合は、申請する全ての者が上記の工事経験を有していること。

なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験のみ同種工事の経験として認める。

⑸　第１号２⑽に同じ

3　総合評価に関する事項

⑴　落札方式

①　入札参加者は「価格」及び「企業の高度な技術力（技術提案）」並びに「施工体制」をもって入札し、次の㋐、㋑の要件に該当する者のうち、⑵「総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

㋐、㋑　第１号３⑴①㋐、㋑に同じ

②　第１号３⑴②に同じ